

介護職員等特定処遇改善加算にかかる情報公開（見える化要件）

社会福祉法人中標津朋友会

平成29年度の臨時改定における介護職員処遇改善加算の拡充も含め、これまで数次にわたる取組が行われてきましたが、「新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日閣議決定）」において、「介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ令和元年10月より「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。

当該加算を受けるためには、下記要件を満たしている必要があります。

- A 現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までを取得していること
- B 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
- C 介護職員処遇改善に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること

Cの「見える化」要件とは、介護情報公表制度や自社のホームページを活用して、新加算の取得状況、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を公表していることです。

以上の要件に基づき、当法人における処遇改善に関する具体的な取組（賃金以外）につきまして、以下のとおり公表いたします。

	職場環境要件項目	当法人としての取組
資質の向上	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）	各種外部研修参加を推進し、そのための環境整備を実施。働きながらも資格取得を目指すための研修受講支援を行っている
	小規模事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築	法人内の介護保険事業所と連携し、採用活動や積極的な人事異動を行っている
労働	I C T活用（ケア内容や申し送り事項の共有（事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能に	介護ソフト、タブレットの活用による情報共有（二重記録の回避）、記録

環境・ 処遇の 改善	<p>すること等を含む) による介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等) による業務省力化</p> <p>介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入</p>	<p>の電子化による業務負担軽減を行った</p> <p>入浴キャリア (介護ロボット) 導入による入浴介助での人員や業務の効率化、介護職員の腰痛対策及び負担軽減を図っている</p>
	<p>子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備</p>	<p>育児休業制度の充実</p>
	<p>ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善</p>	<p>朝礼の実施により情報共有を図る</p> <p>介護情報共有ソフトを導入・タブレットを活用したことで、パソコン前で打ち込む時間が削減され、利用者に寄り添いながらの記録作成が可能となるなど、「生産性向上」への取組を実施</p>
	<p>健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備</p>	<p>ストレスチェック、年次健康診断の実施</p>
その他	<p>介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化</p>	<p>理念の掲示、年次の情報公表更新、年度事業計画説明会を通し共有図っている</p>
	<p>非正規職員から正規職員への転換</p>	<p>職員各々の働き方を尊重しつつ、勤務状況・運営状況を勘案し、毎年非正規職員から正規職員への転換を実施している</p>
	<p>職員の増員による業務負担の軽減</p>	<p>積極的に職員を採用し法定を上回る人材確保をしている。</p> <p>介助助手などの非正規職員を採用し、介護職の業務負担軽減を図っている</p>